改正後

（自動車の保管場所）	（金額）			
	一級地	二級地	三級地	四級地　その他
自動車の保管場所の敷地の地面に一定の区画を限って設置するもの	一、二三四円	五二六円	三九九円	三一六円　二六二円
地下に設置するもの又は居住の用に供する建物の一部に設置するもの	二、〇五〇円	一、三四二円	一、二一五円	一、一三二円　一、〇七八円
専ら自動車の駐車のための施設で複数の階に設置するもの	一、三九四円	六八五円	五五八円	四七五円　四二一円

3　この政令は、平成三〇年四月一日から施行することとした。

◇沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令（政令第一七号）（内閣府本府）

1　沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第一〇二号）第一八条第二項（同法第一八条の三第一項において準用する場合を含む。）の政令で定める公共の用に供する施設は、道路、公園、緑地、広場、河川、運河、船だまり、水路、堤防、護岸及び公共物揚場とすることとした。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一八号）（環境省）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第五一号）の施行期日は、平成三〇年六月一日とすることとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一九号）（環境省）

一　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部改正関係（第一条関係）

1　国際希少野生動植物種の個体等の登録に関して、既存の手続に関する手数料について見直しを行うとともに、更新手続の手数料を定めることとした。

2　譲渡し等の管理が特に必要な特定器官等（ぞう科の牙及びその加工品（以下「象牙等」という。）について、特定国際種事業の届出の対象となる特定器官等から除くこととした。

3　特別国際種事業者の登録について、特別特定器官等を象牙等とし、特別国際種関係大臣は経済産業大臣とするとともに、登録手続等の手数料を定めることとした。

4　管理票を作成しなければならない特別特定器官等の要件は、重量が一キログラム以上であり、かつ、最大寸法が二〇センチメートル以上であることとした。

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　その他関係政令の一部改正関係

次の関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

1　輸出貿易管理令（昭和二四年政令第三七八号）（第二条関係）

2　地方住宅供給公社法施行令（昭和四〇年政令第一九八号）（第三条第一号関係）

3　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四二年政令第二八四号）（第三条第二号関係）

4　地方道路公社法施行令（昭和四五年政令第二〇二号）（第三条第三号関係）

5　公有地の拡大の推進に関する法律施行令（昭和四七年政令第二八四号）（第三条第四号関係）

6　広域臨海環境整備センター法施行令（昭和五六年政令第三三〇号）（第三条第五号関係）

7　独立行政法人水資源機構法施行令（平成一五年政令第三二九号）（第三条第六号関係）

8　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二九年政令第二三二号）（附則第二項関係）

三　施行期日

この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第五一号）の施行の日（平成三〇年六月一日）から施行することとした。

◇旅館業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二〇号）（厚生労働省）

旅館業法の一部を改正する法律の施行期日は、平成三〇年六月一五日とすることとした。

◇旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第二一号）（厚生労働省）

1　旅館業法の一部を改正する法律の施行に伴い、ホテル営業及び旅館営業の営業種別が統合され、新たな営業種別として旅館・ホテル営業が設けられたことから、旅館・ホテル営業の施設の構造設備の基準を設けることとした。（第一条関係）

2　この政令の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

3　この政令は、旅館業法の一部を改正する法律の施行の日（平成三〇年六月一五日）から施行することとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第二二号）（環境省）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二九年法律第六一号）の施行期日は平成三〇年四月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成三二年四月一日とすることとした。

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二三号）（環境省）

1　二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例

㈠　帳簿を備えることを要する事業者として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四五年法律第一三七号。以下「法」という。）第一二条の七第一項の認定を受けた者を加えることとした。（第六条の四関係）

㈡　法第一二条の七第一項の認定を受けた者は、当該認定に係る収集、運搬、処分若しくは再生の全部又は一部を廃止したときは、共同して、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第六条の七の二関係）

㈢　産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者の産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分等の再委託の基準において、事業者が法第一二条の七第一項の認定を受けた者である場合の取扱いを明確化することとした。（第六条の一二関係）

2　有害使用済機器の保管等

㈠　法第一七条の二第一項の政令で定める機器を定めることとした。（第一六条の二関係）

㈡　法第一七条の二第二項の規定による有害使用済機器（同条第一項に規定する有害使用済機器をいう。）の保管及び処分（再生を含む。）の基準を定めることとした。（第一六条の三関係）

㈢　法第一七条の二第一項の規定による届出を行った者は、当該届出に係る有害使用済機器の保管、処分又は再生の事業の全部又は一部を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一六条の四関係）

3　政令で定める市の長による事務の処理等

㈠　法第一二条の七に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二五二条の一九第一項に規定する指定都市の長及び同法第二五二条の二二第一項に規定する中核市の長並びに大牟田市の長が行うこととしないものを追加することとした。（第二七条第一項関係）

㈡　第六条の七の二及び第一六条の四に規定する都道府県知事の権限に属する事務は、指定都市の長等が行うこととした。（第二七条第二項関係）